内閣衆質二一○第二○号

令和四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議院議長 細 田 博 之殿

衆議院議員阿部知子君提出産科医療補償制度における補償対象外となった脳性麻痺児の救済に関する質問

に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出産科医療補償制度における補償対象外となった脳性麻痺児の救済に関する

質問に対する答弁書

一の1について

関する検討について」 御指摘 \mathcal{O} 「要望書」 を踏まえ、 (令和二年二月四日付け厚生労働省医政局総務課医療安全推進室及び保険局保険 厚生労働省においては、 令和二年二月に 「産科医療補償制度の見直しに 課

事務連絡) を発出し、 産科医療補償制度の運営組織である公益財団法人日本医療機能評 i 価機構 (以 下 機

構 という。 の理事長に対して、 同制 度の実績について検証を行うとともに、 同制度の見直 しに関する

検討を進めることを依頼し、 当該検討の結果を踏まえて、 社会保障審議会医療保険部会において審議を行

い、「二二年改定」を行ったところである。

の2及び3について

産科医療補 償制度の 見直しに当たっては、 同制度が、 公正中立な運営を行う観点か 5 機構 に お 1 、 て 医

療関係団 体 患者団体、 保険者等の関係者の意見を踏まえて制度の検討を行 V 学識経験者や医療保険者

等による審議を経て定められた補償対象基準や掛金を踏まえて保険契約を締結して実施されていることに

鑑み、 \ _ _ 該検討の結果を踏まえた対応を行うこととしたものであるため、「所管省庁としての責務を果たしていな 及び 機構において関係者の意見を踏まえて制度の見直しに関する検討を進め、 「何ら主体的関与を行っていない」との御指摘は当たらない。 厚生労働省において、 当

二の1について

お . 尋 ね 0 「制度開始から現在までに、 新基準に照らして補償の対象となりうる対象者」 の数について

一の2について

は、

政府として把握していない。

れ、 基準については、 あ 討会において、その時点の医学的知見や医療水準を踏まえ、 ý, 健康保険法施行令 当該 その時点における適切な基準を設定していると考えてい 検討の結果を踏まえて社会保障審議会医療保険部会における審議を経て定められているところで 機構が設置する産科医療補償制度運営委員会及び産科医療補償制度の見直しに関する検 (大正十五年勅令第二百四十三号) 第三十六条第一号に定める厚生労働省令で定める 学識経験者や医療保険者等による検討が行わ

その上で、

産科医療補償制度は、

機構と保険会社が保険契約を締結し、

医療保険者が実質的に掛金を全

2

議を経て定められた補償対象基準や掛金を踏まえて締結された保険契約に定められていないため、 て負担する形で実施されており、 お尋ねの「救済措置」については、 学識経験者や医療保険者等による審

二の3について

お

いては困難であると考えている。

会等に参画しているものと承知しており、 る。 経て定められた補償対象基準等を踏まえ、 れ 負担する形で実施されており、 までの見直 産科医療補償制度については、 また、 御指摘の しの内容等について機構から丁寧に説明することが重要であると考えている。 「医療関係団体、 その保険契約の内容については、 機構と保険会社が保険契約を締結し、 患者団体等」については、 機構と保険会社において定められるべきものであると考えてい 「分娩の当事者である母親」 学識経験者や医療保険者等による審議を 機構における産科医療補償制 に対しては、 医療保険者が実質的に掛金を全て 同 制度 の仕組みやこ 度運営委員

一の4について

か :に補償するとともに事故原因の分析を行い、 産科医療補 償制度は、 分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速や 将来の同種事故の防止に資する情報を提供すること等によ

り、 ○○九~二○二一年生まれの児で、 起因する一定の障害等の状態となった出生者等に対して、 や医療水準を踏まえ、 紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としており、その時点の医学的知見 その時点における適切な基準に照らして、分娩に係る医療事故と認められるものに 個別審査で対象外とされた児たち」は、 補償を行っているところであり、 分娩に係る医療事故による脳 御指記 摘 \mathcal{O}

二の5について

を行うことは考えてい

ない。

性麻痺と認められないことから補償

の対象外となった者であることから、

改めて同制度において原因分析

に行うことの要否」 お 尋 ね \mathcal{O} - 剰余金を用いて過去に個別審査で補償対象外とされた児に対して何らか について、 社会保障審議会医療保険部会において審議及び意見交換は行っておらず、 の経済的援助を新た

三の1について

機

構

に

お

7

ても審議及び意見交換は行われ

ていな

いと承知している。

十一回産科医療補償制度運営委員会及び令和四年七月六日に開催された第四十七回産科医療補償制 お 尋 ね \mathcal{O} 「原因分析報告書の送付件数」については、 機構において令和元年八月七日に開 産され 度運営 た第四

件数」 によれば、 八十七件である。 委員会の資料によれば、 は二十五件、 制度開始から令和三年十一月末までの間における原因分析報告書の送付件数のうち また、 「訴外の賠償交渉」 令和四年一月十九日に開催された第四十六回産科医療補償制度運営委員会の資料 制度開始から令和三年度末までの間における原因分析報告書の送付件数は三千百 の件数は三十三件であり、 「医師賠償責任保険等に求償」 「訴訟提起 した件

三の2について

数については、

政府として把握していない。

書 補償制 道府県等に対し、 守り適正に使用する」こと等が重要であるとされており、 御指 にお 摘 度再発防止委員会が平成二十五年五月に作成した いて、 \mathcal{O} 「原因分析委員会における調 子宮収縮薬の使用に当たっては、 医療機関等へ の周知を依頼している。 査 にお 「インフォー いて判明した事案 「第三回 厚生労働省においては、 ムド 産科医療補償 コンセントを得た上で、 への対応については、 制 度再発防止 同報告書について、 機構 用法 に関 の産科医療 する報告 用 量 都 を